

隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助要綱

令和7年4月1日 建築住宅局長 決定

令和8年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切な管理が行われていない空家空地等により悪影響を受けている者を対象に、自らこれの解消を目指し弁護士に法律相談を行った際の費用を補助することで、周辺に悪影響を及ぼす空家空地等の解消を図ることを目的とする。

2 隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助事業の実施については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「対象空家空地等」とは、神戸市内の空き家及び空き地のうち、適切な管理が行われていないために周辺に悪影響を及ぼしているものをいう。

2 この要綱において、「申請者」とは、隣接する対象空家空地等により、自己の権利が侵害され、若しくはそのおそれのある者その他生活環境に係る悪影響を受けている者であって、法的措置等を検討している者をいう。

3 この要綱において、「法的措置等」とは、申請者が自己の権利について侵害からの回復や侵害への予防その他生活環境に係る悪影響の解消を図るために行う手段をいう。ただし、損害賠償その他金銭の給付の請求に係る手段は、これに含まない。

4 前項に規定する法的措置等を例示すると、次のとおりである。

(1) 民法第25条第1項の規定による命令若しくは第952条第1項の規定による相続財産清算人の選任の請求又は同法第264条の2第1項、第264条の8第1項、第264条の9第1項若しくは第264条の14第1項の規定による命令の請求

(2) 民法第206条に規定される所有権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求

(3) 民法第233条の規定による竹木の枝の切除の請求その他同条の規定による竹木の枝の切除及び根の切取りを行うために必要な措置

(補助の内容)

第3条 市長は、申請者が、隣接する対象空家空地等に関して自ら悪影響の解消を目指し、弁護士に法律相談を行った場合に、予算の範囲内でその費用を補助する。

2 補助の対象は、兵庫県弁護士会空き家対策支援センターから紹介された弁護士に法律相談を行ったもの及び補助を受けようとする年度の4月1日から3月10日（土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌営業日）までの間に行った法律相談に限る。

3 第1項に規定する法律相談は、30分（30分未満の場合は30分として計算する。）を1単位として行うものとし、1単位あたりの法律相談に要した費用の10分の10以内かつ5,500円を超えない額を補助

の対象とする。

- 4 同一の空家空地等の法律相談に対して補助を受けられるのは、1単位までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、最大3単位を上限とし、16,500円を超えない額を補助の対象とすることができる。
- 5 補助の対象となる法律相談は法的措置等の検討に係る相談に限り、資料請求等に要した費用及び書面の作成料や各種調査、訴訟に係る弁護士費用等業務の依頼は対象とならない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、申請者がやむを得ない事情により、自ら法律相談を行うことができない場合においては、申請者から委託を受けた第三者が行った法律相談も補助の対象とする。

(申請手続き)

- 第4条 前条第1項の規定による補助を受けようとする申請者は、法律相談を行った後、当該法律相談を行った日の属する年度の3月10日(土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌開庁日)までに、市長に補助金の交付を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、補助金交付申請書(様式第1号)の提出又は電子申請の方法により行うものとする。この場合において、市長が特に必要がないと認める事項については、その記載又は入力を省略することができる。
 - 3 申請者は、第1項の規定による申請にあたっては、当該法律相談に係る費用を弁護士へ支払ったことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
 - 4 申請者は、前条第6項で第三者に法律相談を委託した場合又は補助金の受領を第三者へ委任する場合においては、第2項に規定する補助金交付申請書(様式第1号)に受任者の住所、氏名等及び口座情報を記載し、又は同項に規定する電子申請にあたってこれらの情報を入力しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。
- 2 市長は、補助金の交付が不相当と認めたときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知する。
 - 3 市長は、第1項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条第1項で交付を決定した場合、申請者又は第4条第4項において申請者から補助金の受領を委任された者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき

(3) その他、補助を行うことが不相当と市長が認めるとき

- 2 市長は、前項第1号から第3号までの規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項第1号から第3号までの規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（施行細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、建築住宅局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

令和 年度 隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助制度 補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話	

法律相談を以下の受任者に委託します。(※法律相談を委託した場合チェック)

補助金の受け取りを以下の受任者に委任します。(※受け取りを委任する場合チェック)

※受任者	住 所	
	氏 名	
	電 話	

振込先口座 (※補助金の受領を委任した場合は、受任者名と同一の口座名義であること。)

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()			
口座番号 (7ケタ)				
フリガナ 口座名義				

※振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。
標記補助金の交付について、次のとおり申請します。

相談対象	空き家 ・ 空き地		
受けている影響	建物等からの影響 ・ 枝木の越境 ・ その他 ()		
影響を受けている所在地	申請者住所と同じ ・ その他 ()		
検討している手段	財産管理制度の活用 ・ 妨害排除請求 ・ 妨害予防請求 越境竹木の切取り ・ その他 ()		
法律相談した日		交付申請額	円
担当弁護士名		添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書
<input type="checkbox"/> 第5条第1項の審査その他本事業の実施に必要な情報について、神戸市が担当弁護士へ照会することを同意します。 ※本項目に同意されない(チェックを入れない)場合は、補助金交付の審査ができないため、補助金を交付できません。			

様式第2号

令和 年度 隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助制度 補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付交付申請のあった標記補助金について、隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助要綱（第5条）の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の対象は、令和 年 月 日付交付申請書のとおりとする。
- 2 この事業の補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

様式第3号

令和 年度 隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助制度
補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付交付申請のあった標記補助金について、下記の理由により不交付とすることを決定したので、隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助要綱（第5条）の規定に基づき通知します。

記

- 1 不交付を決定した申請は、令和 年 月 日付交付申請書のとおりである。
- 2 不交付とした理由

様式第4号

令和 年度 隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助制度
補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で通知した標記補助金の交付決定について、隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助要綱（第7条）に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 この補助金の取消対象は、令和 年 月 日付 第 号補助金交付決定通知書のとおりとする。
- 2 取消の理由

様式第5号

令和 年度 隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助制度
補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で通知した標記補助金の交付決定について、隣接空家空地等に係る弁護士相談料補助要綱（第7条）に基づき、下記のとおり交付決定の取消通知及び補助金の返還命令をします。

記

- 1 この補助金の取消及び返還明命令対象は、令和 年 月 日付 第 号補助金交付決定通知書のとおりとする。
- 2 返還命令額 円
- 3 返還期日 年 月 日
- 4 取消の理由